

お 知 ら せ

従業員の皆さんへ

給与制度等の改正について

平成20年4月に設けた経過措置等について、労働組合、在日米軍との協議が整い、次のとおり実施することになりましたのでお知らせします。

1 旧格差給特別調整額及び旧語学手当特別調整額関係

平成20年3月31日に受けていた格差給及び語学手当の1/2の額の60%を支給する経過措置は、平成28年4月1日からは、次のように段階的に削減し、平成33年11月1日に廃止します。

期間	H28.4.1~H29.10.31	H29.11.1~31.10.31	H31.11.1~33.10.31	H33.11.1~
割合	60% (現行どおり)	40%	20%	0%

また、平成20年3月31日に受けていた基本給、格差給及び語学手当の合計額を保障する経過措置は、平成28年4月1日からは、次のように段階的に削減し、平成37年4月1日に廃止します。

期間	H28.4.1~ H29.3.31	H29.4.1~ H30.3.31	H30.4.1~ H31.3.31	H31.4.1~ H32.3.31	H32.4.1~ H33.3.31	H33.4.1~ H34.3.31	H34.4.1~ H35.3.31	H35.4.1~ H36.3.31	H36.4.1~ H37.3.31	H37.4.1~
割合	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	0%

2 退職手当関係

定年、人員整理等の理由による退職の場合に、一定の額の70%を加算する経過措置は、平成28年4月1日からは、次のように段階的に削減し、平成34年11月1日に廃止します。

期間	H28.4.1~ H28.10.31	H28.11.1~ H29.10.31	H29.11.1~ H30.10.31	H30.11.1~ H31.10.31	H31.11.1~ H32.10.31	H32.11.1~ H33.10.31	H33.11.1~ H34.10.31	H34.11.1~
割合	70% (現行どおり)	60%	50%	40%	30%	20%	10%	0%

また、辞職等の理由による退職の場合に、平成20年3月31日に受けていた退職手当額を保障する経過措置は、平成28年4月1日からは、次のように段階的に削減し、平成37年4月1日に廃止します。

期間	H28.4.1~ H29.3.31	H29.4.1~ H30.3.31	H30.4.1~ H31.3.31	H31.4.1~ H32.3.31	H32.4.1~ H33.3.31	H33.4.1~ H34.3.31	H34.4.1~ H35.3.31	H35.4.1~ H36.3.31	H36.4.1~ H37.3.31	H37.4.1~
割合	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	0%

3 特別昇給制度の導入

前々年の10月1日から前年の9月30日までの期間^{※1}の6分の5以上を勤務し、かつ、当該期間^{※2}を優秀な勤務成績で勤務したと認められる常用従業員に対して、昇給対象者の総数の2割を超えない範囲で、更に2号俸昇給させる制度（特別昇給制度）を導入します（平成29年1月1日の定期昇給から実施）。

※1 平成29年1月1日の定期昇給においては、平成28年1月1日から同年9月30日までの期間とします。

※2 平成29年1月1日の定期昇給においては、平成28年4月1日から同年9月30日までの期間とします。

4 日当及び日額旅費関係

平成28年4月1日以降に出発した旅行において、総行程が200キロメートル以上の場合を除き、日帰り旅行における日当及び日額旅費を廃止します。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

(問い合わせ先) 防衛省地方協力局労務管理課給与1係 電話 03-3268-3111(代) 内線 36567
防衛省九州防衛局佐世保防衛事務所 電話 0956-23-3157